

議第15号

精神障害者の地域移行に関する意見書(案)

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、精神疾患による入院患者は約32万人であり、そのうち、1年以上の入院患者は約20万人、10年以上の入院患者は約7万人と推定され、精神障害者の地域移行の促進が課題となっている。政府は、平成16年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に基づいて様々な施策を講じてきたところであるが、精神障害者の地域移行が進んでいるとは言えない状況である。

このような中、政府は、本年7月に「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」を取りまとめ、精神障害者の地域移行や地域生活支援のために、医療法人等が保有する土地や、病床の適正化により将来的に不必要となった建物等の資源を活用することが可能とされた。

この取りまとめの内容は、入院中の精神障害者の地域移行を段階的に進めるための手段として考えられる一方で、課題も多く関係者の理解が得られていない状況もある。

よって、政府においては、精神障害者が地域社会で自分らしく生活できる真の地域移行に向け、精神科病床の居住系施設への転換に係る施策を必要に応じて見直しするとともに、地域における居住の場のあり方や総合的支援策の充実について幅広く検討を行った上で、柔軟な政策展開を図るよう強く要請する。